

令和6年度事業計画書（案）

社会福祉法人三峰福祉会
特別養護老人ホーム黎明館
短期入所生活介護事業所黎明館

基本理念

当法人は、下記の基本理念に基づいて事業運営にあたる。

『信頼される真心のこもった介護サービスの提供』

基本方針

〔特別養護老人ホーム〕

当施設においては、基本方針として下記の点をあげ、より利用者主体の事業運営に努める。

- ① 明るく家庭的な雰囲気作りをめざすとともに、『明るく・楽しく・元気』を基本に入居者の生活環境の充実を図る。
- ② 利用者個々の意思を尊重し、常に家族との結びつきを保ったサービス提供に努めるとともに、保険者(市町村)・各種サービス事業者・介護保険施設等との連携を図る。
- ③ 食事等日常生活上必要な事項に関する支援、生活相談、社会生活上の便宜供与等を入居者個々の置かれた状況、環境に応じて支援し、安全且つ快適に生活ができるよう支援する。
- ④ 個人の尊厳尊重及びプライバシーの保護に留意したサービスの提供。
- ⑤ 個々の要望に沿ったサービスの提供(活動的なりハビリ、レク活動)。
- ⑥ 人材の登用・育成プログラムの実践と評価・見直し(外国人人材の雇用)。

〔短期入所生活介護〕

当事業所においては、下記3点を基本方針として本年度の事業運営にあたる。

- ① 要支援、要介護状態となった方々が、元気に家族等の協力を得ながら在宅生活を送る事ができるよう、食事等の日常生活上の支援を行うとともに、家族の介護負担及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 利用者個々の身体能力が維持・向上できるようリハビリ及びレク活動等に積極的に取り組み、楽しく快適に過ごしていただけるよう必要な支援に努める。
- ③ プライバシーの保護及び個人の尊厳を尊重したサービス提供に努め、個々の意向等にも随時対応し、個別ケアへの転換を図り、在宅生活の支援を図る。

本年度の重点目標

① 個別ケアへの取り組み

前年度より継続して個別ケアへの取り組みを実践しているところだが、今年度も排泄等個々の感覚などに随時対応した排泄ケアの実践等現場の統括職員を中心に、創意工夫を重ね、魅力ある施設、事業所作りを目指す。

② 各種委員会活動の活性化

前年度に引き続き安全・褥瘡・感染症対策委員会等を運営しているが、今年度も各委員を中心に、活力ある委員会活動をめざす。また、委員会活動は定例の開催とし、安全対策委員会については、全体委員会、小委員会活動とする。

③ 身体拘束ゼロに向けた取り組み

身体拘束については、拘束ゼロの考えから『拘束せず、させず』を基本とする。

ただし、経管等の抜去行為等により生命の危険性のリスクが考えられる場合には切迫性、非代替性、一時性を確認した上で、家族へ説明書に基づき説明し、同意を得た後で第3者委員の意見を付した上で行動制限を行うものとする。

また、記録についてはタイムスケジュール表に記入した上で、制限の状況を把握するとともに、検討会を定期的に開催し、現状確認及び対策の変更性等を討議する。

なお、身体拘束の内容や経過、評価については、検討委員会等で議論し、マニュアル、指針、総合的な拘束の総括及び承認については、適正化委員会で議論し結論を導き出す。

④ マネジメント機能の充実

施設におけるサービス提供については、ケアプランに沿った提供を原則とする。また、入居者の身体状況や精神状況等に変化が生じた場合又は退院時に随時カンファレンスを開催し、プランに反映させる。

⑤ BCP計画の策定(災害時の業務継続計画)

災害発生時の業務継続に関する計画については、令和4年度に簡易計画を策定した。今年度は、BCP計画をより発展させるべく実践と評価・見直しを進めていきたい。

令和6年度より本計画の策定が必須となる事から、外部委託も踏まえて随時対応していく。

⑥ 自主性の尊重

業務全般に渡って、各職員が目標を立て、入居者の生活環境向上や自身のスキルアップのための目標の達成度等を確認する等自主性の向上を図る。

⑦ サービスの質の向上について

現在施設で多職種連携の上、サービスの質の評価を進めているところだが、今後外部評価機関の導入も検討していく。

⑧ 生活環境の整備及び感染症対策

生活環境の整備については、ソフト、ハード両面で再検討し、必要な箇所については改修や備品購入等積極的に取り組んでいく。

新型コロナウイルスについては、5類に変更されたものの介護施設、医療機関での感染報告が出されている。

家族の協力、新設面会室の活用により施設内感染を最大限防いでいく。

なお、生活環境の向上を図る一つの手段として、介護機器(歩行器、車椅子、場合によっては見守り機器等)の購入を検討していきたい。

光熱費対策として、特養居室の断熱ガラスを導入していない居室への設置、大型加湿器の購入、公用車駐車場側法面補修工事等を計画する。

⑨ 虐待対応委員会について

令和4年度より虐待対応委員会を運営している。入居されている方々の安全、安心、快適な生活環境の提供を図るべく委員会活動に取り組んでいきたい。

⑩ 特浴機の更新について(腰痛軽減対策)

今年度は、入居される方の重度化に伴い稼働率が増加している特浴機について、不具合が発生している状況も鑑みて民間助成制度等を活用しながら機器の更新を進めていく。

⑪ IT、ICT化への取り組み

介護人材の不足がマスコミ等を通じて報道されている。

国もAIやICT最先端技術を取り入れた技術の活用を明記しており、記録の自動化や介護ロボットによる支援技術も活用できる介護ソフトへの移行等を早急に検討する。

また、IT、IOT技術の導入に関する委員会を立ち上げ、導入を検討する。

『年間行事計画(案)主要行事のみ』

月	行事計画
4	桜花見、野外活動
5	しょうぶ湯、運動会(ふれあいの日)
6	物故者慰霊祭
7	丑の日、七夕
8	花火見物
9	敬老祝賀会
10	紅葉見物、ハロウィン
11	
12	クリスマス、忘年会
1	年賀式、鏡開き、新年法話
2	節分、豆まき
3	ひな祭り、創立記念日祝賀会
月例	野外活動、喫茶、懇談会、誕生会

各部門別計画

【生活相談員部門】

今年度生活相談員部門では、入居の方々が快適に過ごす事ができるよう、生活援助及び相談業務にあたる。

また、業務を通じて入居者の悩みや要望等を適切に汲み取りつつ、家族との連携を密にする。

なお、介護事故への対応や各種委員会活動等については、入居者の快適な環境整備並びに生活の質の向上につなげる。

〔主要業務〕

- ① 入居時または入居後または随時の利用者または家族の意向確認業務
- ② 入居者に関する生活相談、援助業務
- ③ 家族及び関係機関(各市町村)等との連携業務
- ④ 各市町村担当課への介護事故報告等の業務
- ⑤ 各部門との連携、安全対策、褥瘡委員会等へのアドバイザー的役割での参加
- ⑥ 物故者慰霊祭、法話等の諸行事企画立案及び実習計画の補佐
- ⑦ 利用申込受付業務
- ⑧ 利用申込者の訪問調査、経過確認業務
- ⑨ 利用申込者の調査後の評価業務及び待機ソフトによる管理業務

⑩ 苦情処理業務

サービスに関する苦情については、相談員が窓口となる事から苦情のみでなく、サービスに関する要望等を的確に把握し、家族等からの意見を活用する事で施設全体のサービスの質の向上につなげられるよう努める。

⑪ 施設内研修会開催について

研修会は職員の質の向上又はスキルをアップさせる上でも欠かせない媒体である。今年度も更に研修会を充実させていく。

⑫ 満足度調査の実施について

アンケート調査及び自己評価を施設内で定期的実施し、施設の運営管理に活かしていく。(コロナ感染症の状況による)

⑬ 各種委員会の運用について

安全対策、身体拘束、虐待対応委員会等様々な委員会活動を多職種連携のもとで運用し、より良い委員会活動となるよう助言等必要な事項を図っていく。

⑭ LIFE(科学的介護促進)の登録について

新規登録に向けて、順次進めていく。

『施設内研修会年間計画書』 ※研修内容等については変更する事があります。

月	施設内研修会	外部講師	外部研修報告会
4	介護保険に関する研修		報告会は随時開催
5	リスクマネジメント研修		口腔ケア研修は協力
6	褥瘡に関する研修		医と日程調整の上実
7	コミュニケーション、介護技術研修		施(外部講師)
8	認知症に関する研修		
9	権利擁護と身体拘束に関する研修		
10	接遇と職員の倫理に関する研修		
11	認知症に関する研修		
12	介護技術に関する研修		
1	救急蘇生法講習会		
2	褥瘡に関する研修		
3	リスクマネジメント、身体拘束に関する研修		

【介護部門】

介護部は、パーソンドセンタードケア(その人らしい生活)を念頭におき、「いつまでも自分らしく暮らしたい」という入居者の思いを大切に、「その人らしさ」を支えるべく、更なる個別ケアへの転換を図っていく。

また、入居者本人と家族との連携を十分に図りつつ支援に努め、介護サービスの質の向上を図っていきたい。

なお、ケアの提供に関しては、常に実践と見直し、改善を念頭に置き、定期的に満足度調査を行う等定期評価を行いサービスの質の向上に努めていく。車椅子等の介護機器購入については、随時検討する。

今後は、入居者家族といかに連携を図っていくのかも重要となるため、懇談会を入居者との対話形式から、家族との話し合いも踏まえた形式への転換を図る。各種実習、ボランティア団体の受け入れも検討していく。

① 食事

入居者個々の嚥下、咀嚼能力に応じて、様々な食事形態を管理栄養士、医務と連携しつつ提供し、嗜好等については定期的な嗜好調査により把握に努めるとともに、『食べる楽しみ』『見る楽しみ』のあるサービス提供に努め、サービス全体の向上をめざす。

② 排泄

排泄ケアについては、自立支援の観点から入居者の能力把握に努め、トイレでの排泄を主眼にサービスを提供していく。

また、身体的な障害にてトイレでのケアが困難な方については、オムツを使用するが、清潔保持に留意しつつ褥瘡を防ぐ等支援にあたる。なお、トイレについては居室のトイレのみでなく、Pトイレ等うまく活用しつつ、プライバシーにも十分配慮した形でケアを提供していく。

③ 入浴

入浴サービスについては、入浴設備を最大限活用し、入居者の身体状況等に応じた入浴サービスを提供する。

また、入浴は清潔保持の観点のみでなく、健康管理面でも重要なサービスであり、入居者にとって安楽で快適なケアとなるよう支援し、くつろぎの空間となるよう援助にあたる。

④ 虐待防止について

介護部としては、入居者の権利擁護を充実させるため、虐待に関する研修の機会作りや委員会活動等を通して啓発活動等進めていく。

⑤ レク活動

入居者の身体状況の維持向上及び気分転換等の相乗効果を考慮すれば、日々の活動は重要である。

今年度もプログラム化する事で計画的な実施を図り、楽しく活動的な生活の実現をめざす。

また、個別レク活動として野外活動を活用し、ふるさと巡り等の活用等も家族と相談しつつ実施へとつなげていきたい。

⑥ 口腔ケアへの取り組みと業務化について

本年度より口腔ケアが任意の加算対象から通常のケアとして取り組むべき必須項目となった。協力歯科医療機関と連携しつつアセスメント、計画評価等随時取り組んでいく。

【看護部門】

看護部門は、今年度下記の項目を重点項目として日常業務に取り組んでいく。

1. 施設での最重要事項である健康管理については、単にバイタルチェックのみでなく、入居者が個々に抱える疾病の管理及び体調不良時の囑託医、協力医との緊密な連携等、早期対応を原則に現場職員が一体となって介護・看護・栄養管理サービスを効率的に行い、サービスの質を向上を図っていく。
2. 施設における感染症対策については、定期的で開催している対策委員会等による予防策の啓発活動、または定期的な対策研修等により感染症の施設内発生を可能な限り防いでいく。
3. ターミナル期に到達した入居者に対する支援としては、本人及び家族の意向を十分確認した上で、囑託医とも相談し、より意向に沿った援助ができるよう努力する。

4. 安全衛生委員会の運用について

職員と入居者の健康状態や生活環境、職場環境の向上のために、安全衛生委員会を運用しているところだが、今年度も施設全体のより良い職場作り、現場職員の腰痛予防に関する事、感染症に関する事案等を協議する事により良い環境作りに努めていく。

5. 褥瘡対策委員会の運用について

褥瘡対策委員会については、褥瘡発症者及びOHスケール等での高リスク、低リスク者の管理を行い、エアーマット等様々な器具等を活用するとともに、嘱託医との連携を図る事で利用者個々の状況に応じた対策が講じられるよう支援する。

また、経過、評価については、画像等を活用する事でより経過等が把握できるよう支援にあたる。委員会は定期開催とする。

6. 喀痰吸引に係る委員会の運用について

現在年度を4期に分ける形で喀痰吸引に係る委員会を開催しているが、今年度も吸引の必要性、対象となるか状況把握に努め、必要か否か十分協議する場としたい。

入居者健康管理計画

健康管理内容	主な内容
嘱託医回診	週1回(木曜日) ※祝日等により変更あり
体重測定	毎月1回(健康状態によっては随時測定)
入居者健康診断	5月、11月(胸部レントゲン、血液検査、尿検査、心電図等)
各種予防接種	インフルエンザ、肺炎球菌予防接種(対象者のみ)、新型コロナウイルス感染症予防接種
協力医往診	眼科 : 月1回(随時)
	歯科 : 随時対応

職員健康管理計画(案)

健康管理内容	主な内容
健康診断	職員健康診断(5月)胸部レントゲン、採血、心電図等 腰痛検査等(6ヶ月に1回) 夜勤者健康診断(11月)腰痛検査等

【給食部門】

今年度給食部では、介護、看護部と連携を保ち、『見る楽しみ』『味わう楽しみ』『選ぶ楽しみ』の3本柱を基本とし、栄養管理・給食サービスを提供する。

まず食事を『見る楽しみ』として、入居者個々の身体状況、咀嚼、嚥下能力等に配慮した食事を提供する事で、可能な限り食材本来の持つ味わいを感じていただけるよう必要な支援に努める。

また『選ぶ楽しみ』として、定期的な嗜好調査を実施し、その結果を献立に反映させ、入居者の楽しみとして充実を図る。

なお『見る楽しみ』として、各種行事食や普段の食事においても旬の食材を取り入れた献立作りに努め、季節を感じられるような提供を図る。

最後に、給食サービスを提供する上で重要である衛生管理に留意しつつ、『食から元気』を信条に更なる栄養管理、給食サービスの充実を図る。

行事食計画

月	行事食計画
4	花見弁当
5	節句料理
6	運動会弁当、精進料理
7	丑の日、七夕
8	お盆
9	敬老祝賀会祝い膳
10	ハロウィン
11	
12	クリスマス・忘年会、年越しそば
1	おせち料理、七草粥、鏡開き
2	節分
3	節句料理、創立記念日祝賀会祝い膳

※ 上記予定は、行事計画によっては変更する場合があります。

衛生・安全管理計画

内 容	主 な 点 検 内 容
検便	毎月1回(調理委託業者は月2回)、12～3月は月2回
食器・調理器具等消毒	毎食後洗浄、消毒、漂白週1回
調理器具点検	月1回
調理室清掃	毎 日
下水溝、油分離処理槽	週1回
LPガス設備、警報機確認	毎 日
配膳車清掃	毎食後
換気扇、冷蔵冷凍庫清掃	月1回

※外部業者委託：水質検査(年3回：レジオネラ検査2回、井水1回)、貯水槽清掃(年1回)
排水管高圧洗浄(年1回)・害虫駆除(年2回以上)

【機能訓練部門】

施設における機能訓練としては、生活リハビリを主体としつつも入居者の身体的残存能力をバーセルインデックスにより評価し、個々に沿った形でのリハビリ計画を検討会開催の上、策定し実践にあたる。

また、実施状況の経過、評価、再検討等計画的に行い、自立支援につなげる事ができるよう支援にあたる。

また、身体的な変化が見られる場合にはその都度計画を検討する。

基本方針

ケア＝リハビリ

〔実施方法〕

1. 個別訓練

入居者個々の身体状況や身体能力を把握した上で、個別に計画書を立案し、起立、歩行、日常生活動作訓練等必要不可欠な動作等をリハビリとして実施し、定期的な経過確認及び評価を行う。

2. 集団訓練

各種体操やゲーム、工作等の創作活動等を通じて楽しく活動できる事を主眼に心身の機能維持、向上をめざす。

3. 重点項目

- ①入居者の個別性の重視
- ②計画書における明確な目標の設定
- ③チームとしての統一的な生活機能全般の把握
- ④入居者個々の自己決定及び家族連携
- ⑤定期的な評価と計画書の再検討及び更新

【介護支援専門員】

今年度介護サービス全般の基本となるケアプランを作成するケアマネージャーとしては、新規入居時カンファレンス、退院、更新時カンファレンス、経過、評価等を計画的に行う事で、入居者個々の状況、本人の意向、家族の意向等を十分プランに反映し、自立支援につなげていく。
また、身体の状況が変化した場合は、家族と本人の今後の意向確認のため随時カンファレンスを行い、プランに反映させる事で変化が見られた後でも自立支援ができるよう努めて行く。

【ボランティアの受け入れ】

施設で実施する様々な諸活動について、積極的にボランティア団体や地域住民等様々な社会資源を最大限活用する事により、幅広いサービス提供をめざす。

また、各種団体や地域住民の協力を得る事で、施設のサービス等の情報を地域に発信していく。ただし、コロナ感染症の状況による。

【各種実習の受け入れ】

大学、専門学校、社会福祉系の学校等の養成機関等からの実習及び研修については、積極的に受け入れ、広く社会福祉に関する教育に取り組み人材の育成に力を注ぐ。

また、教職員の養成課程に関して必要となる介護等体験については、随時受け入れを検討する。

なお、実習については専門的知識、技術の習得も必要とするため少人数の受け入れとしたい。

受け入れに際しては、感染症防止に留意するとともに、医療機関等と十分連携し、場合によっては、受け入れを中止する事もありえる。

【防災関係】

防災については、非常災害等に備えて防火管理委員会を中心に協力医療機関と連携を継続し、火災・震災その他の災害予防及び入居者の安全確保、災害防止に努める。

また、防災教育についても継続して実施するとともに、各消防設備の保守点検要領、設備の取扱い要領等を随時指導していく。

また、土砂災害等に関する災害防災対策訓練も今年度より各部と協議の上実施する。総合的な防災訓練実施も検討する。

防災活動計画書

月	総合訓練	通報召集	消火訓練	救急蘇生法	防災教育
4					
5	夜間想定		消火訓練		I期:ガス設備
6					
7					
8		通報			II期:スプリンクラー
9					
10	昼間想定				
11					III期:自家発電
12					ポータブル発電機含
1				蘇生法講習	
2					IV期:総合教育
3					

※上記計画については、変更する事がありえる。

【感染症対策】

今年度の感染症対策は、月1回の対策研修実施はもちろんの事、対策委員会を中心に日常のサービス提供の中で対策の充実を図る。

また、感染症の館内流行を可能な限り予防するため、洗面設備の活用(うがい、手洗いの励行)等に努める。

最後に施設における衛生管理等に関する知識、技術等の習得を図るため月1回の対策研修は継続する。

コロナウイルス対策としては、職員の体調不良時の対応等を医務を中心に統一的な対策として講じ、施設での発生予防及び拡大予防に努める。感染症に関するBCP計画については、実践訓練及び机上訓練等を通して技術、知識の習得を促進する。

感染症対策関係年間計画書

月	主な研修内容	担当	委員会開催	担当	備考欄
4	施設における衛生管理	医務			
5	新型インフルエンザ	医務	◎	村上/安武	
6	食中毒(O-157)	給食			
7	疥癬、白癬について	介護			
8	尿路感染症について	介護	◎	村上/安武	
9	肝炎について	医務			
10	インフルエンザ(予防)	医務			
11	ノロウイルス(食事面より)	給食	◎	村上/安武	
12	ノロウイルス(健康面より)	医務			
1	インフルエンザ(新型他)	医務			
2	感染性胃腸炎について	医務	◎	村上/安武	
3	レジオネラ感染症について	介護			

※ 上記研修会、委員会日程については日程変更や研修内容変更がありえる。

【入居判定委員会】

判定委員会については、例年同様に公正中立な立場での業務に努める。
また、昨今は高齢者夫婦のみの世帯や高齢者独居の世帯も増加傾向ではあるものの、新設の特養も増加している事から重複申込者が増えている。

判定会では、こうした高齢者の状況等十分勘案し対応にあたる。

なお、在宅生活では生命の維持が諸事情により困難となる場合には緊急性の程度等を検討し、会としての結論とする事、また、要介護度の軽い対象者については、緊急性等の判断をした上で行政機関等と十分に協議した上で決定していきたい。

最後に公正中立性の確保としては、第3者委員の意見を付加する事で、施設内部での総括でなく、結論として外部意見を補足する事でより中立性を確保していく。

【施設設備管理】

各設備については、消防設備・空調設備は毎月1回の定期点検を確実に実施する。異常の早期発見を図り、安全で快適な生活環境を提供する。

また、諸設備については専門業者の法定点検も実施されるため、助言を得つつ必要な修繕等設備の維持管理を行い、必要に応じて更新する。

【入居者人員】

特養 50名 短期 10名

【職員数】

施設長(管理者)	1名
生活相談員	1名
介護支援専門員	1名
管理栄養士	1名
介護職員	16.8名(内介護福祉士10名)
看護師	0名
准看護師	3.1名
機能訓練指導員	1名